

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2011. 11. 2（水）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

○介護保険部会（第39回）において、総報酬割提案される

31日（月）第39回社会保障審議会介護保険部会が開催され、次のような財源確保案が示された。

・介護納付金の総報酬割導入

医療保険者ごとの負担能力に応じて納付額を決めるもの。年収が高い人ほど負担が重くなるもので、負担が増える人で月額900円、減る人でやはり月額900円となるが全体として、1300億円の財源確保となる案となっている(1/3導入の案も出された)。なお、資料の中に「ケアマネジメントの利用者負担の導入」等が含まれているが、これは「昨年介護保険部会で議論した給付に関する制度見直しの論点」の資料の一部であり、今回論議する項目としてあげられたものではない。

第39回介護保険部会資料⇒

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb11GS20.nsf/aCategoryList?OpenAgent&CT=10&MT=010&ST=130>

○介護給付費分科会における検討続く

また、31日は、第83回介護給付費分科会も開催された。

介護給付費分科会は、具体的な介護報酬改定にむけての検討が続いており、今まで提案された項目は次の通りである。

1. 地域区分の見直し

○国家公務員の地域手当の見直しの考え方を基本とする

2. 介護職員の処遇改善

○処遇改善加算（仮称）の創設

3. 定期巡回・随時対応サービス（新たに創設されるサービス）

○人員・設備、運営基準

○包括払い方式が提案されている。

4. 訪問介護事業

(1)生活援助の時間区分及び単位の見直し

（現行）

（見直し）

30 分以上 60 分未満 ⇒ 45 分未満

60 分以上 ⇒ 45 分以上

(2)サービス提供責任者とリハビリテーション専門職との協働による訪問介護計画
作成の評価の創設

(3)サービス提供責任者の任用要件である「3 年以上の実務経験を有する訪問介護員
2 級課程修了者」の段階的廃止

(4)サービス提供責任者の配置基準の見直し

(現行)

(見直し)

サービス提供時間 450 時間ごとに 1 人 ⇒ 利用者○○人ごとに 1 人

又は 訪問介護員の数 10 人ごとに 1 人 (40 人程度を想定)

※非常勤のサービス提供責任者が認められる範囲については現行どおり

5. 通所介護事業

(1)算定する事業所が多い加算（個別機能訓練加算）の基本報酬への組み入れ

(2)小規模型事業所の基本報酬の適正化（引き下げ）

(3)個別的な機能訓練を評価する加算の創設

(4)時間区分の見直しと更なる延長加算の創設

(5)常勤換算方式の導入と単位ごとの配置から事業所ごとの配置への見直し

6. 介護予防（訪問介護）

基本サービス費の見直し

7. 居宅介護支援

(1)特定事業所加算の評価と運営基準減算の強化

(2)医療連携加算、退院・退所加算の評価等

(3)介護予防支援に係る居宅介護支援事業所への委託制限（1 人 8 件まで）の廃止

8. 短期入所介護

(1)緊急受け入れのための専用床（5 %）確保の加算の創設

(2)基準該当サービスの基準緩和

分科会資料⇒

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f07.html#shingi7>

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp